

## 不動産取得税の納税について納税管理人制度周知のお願い

和歌山県内で不動産を取得された方が国外に住所等を有する場合には、不動産取得税の納税通知書が届かず、県税事務所からも連絡をとることが困難となるなど、納税者に御不便をかける事例が見受けられ、税務執行上の課題となっております。

つきましては、以下の点につきご協力よろしくお願ひします。

和歌山県内で不動産を取得された方が、国外に住所等を有する場合  
不動産を取得された方（又はその代理人の方等）に

- 和歌山県から不動産取得税が課税されること
- 納税の手続として、納税管理人制度（注）があることをお伝え下さい。

～〈その上で以下についても併せてご協力をお願ひします。〉～

不動産を取得された方（又はその代理人の方等）に

- ① 物件地を所管する県税事務所（裏面記載）までご連絡いただくよう助言
- ② 「不動産取得税申告書」及び「納税管理人申告書（又は税管轄区域外納税管理人申請書）」をご提出いただくよう助言

をお願ひします。

また、不動産を取得された方（又はその代理人の方等）と連絡が取れない場合、県税事務所から取得された方（又はその代理人の方等）への連絡の取り次ぎなどをお願ひすることもありますのでご協力いただけますようお願ひします。

〈注〉納税管理人制度とは

- 不動産取得税の納税義務者が和歌山県内に住所等を有しない場合、納税管理人を指定し、その方に不動産取得税の納税に関する事項を処理していただく制度です。  
（和歌山県税条例第42条の21）
- 納税管理人の指定には、「納税管理人申告書（又は税管轄区域外納税管理人申請書）」を物件地を所管する県税事務所に提出いただく必要があります。

# マイナンバー制度に関するお知らせ

社会保障・税・災害対策分野での効率性・透明性を高め、県民のみなさんにとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（いわゆる「マイナンバー制度」）が導入されました。

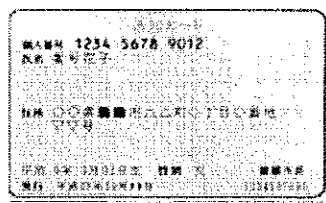
県税の分野でも不動産取得税の申告書や減額還付申請書などを提出する方は、これらの県税関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

## マイナンバー制度導入に伴う不動産取得税に関する手続について

- ① 平成28年1月1日以降に提出する申告書などに番号を記載していただく必要があります。
- ② 個人番号を記載した申告書などを提出する際に、本人確認が必要になります。  
和歌山県に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。（法人の場合は、法人番号は原則として公表されているため、本人確認書類は必要ありません。）
  - 本人確認を行うときに使用する書類の例
    - ・ 個人番号カード（番号確認と身元確認）
    - ・ 通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

個人番号カード

通知カード



③ 代理により申請される場合は、申請者本人の番号確認書類（通知カードの写しなど）に加えて代理権確認書類（委任状など）と代理人の身元確認書類（運転免許証など）が必要となります。

（注）マイナンバー欄が空欄であったり、本人確認等ができない場合であっても、課税事務に必要な内容が記載されていれば申告書等は受理します。

事務所名	担当課	所在地	電話番号	管轄区域
和歌山県税事務所	不動産取得税課	和歌山市小松原通 1-1 (県庁南別館 5 階)	073(441)3400	和歌山市・海南市・海草郡
紀北県税事務所	課税課	岩出市高塚 209 (那賀総合庁舎内)	0736(61)0067	紀の川市・岩出市・橋本市・伊都郡
紀中県税事務所	課税課	有田郡湯浅町湯浅 2355-1 (有田総合庁舎内)	0737(64)1260	有田市・御坊市・有田郡・日高郡
紀南県税事務所	課税課	田辺市朝日ヶ丘 23-1 (西牟婁総合庁舎内)	0739(26)7904	田辺市・新宮市・西牟婁郡・東牟婁郡